前回の人材開発分科会(令和2年12月18日)における「新たな青少年雇用対策基本方針(たたき台)」及び「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(たたき台)」に係る主なご指摘事項

《新たな青少年雇用対策基本方針》

- コロナの影響により今春新卒の就職状況が厳しくなると予想される中で、 十分な対応をしないと第2の就職氷河期を生むのではないかと懸念。旅行、観 光、航空など特定の業界の採用にも影響が出てくることから支援を様々な方 向から考えていく必要がある。
- 基本方針第2の2の(2)について早期に離転職することをポジティブに記載しすぎではないか。見出しも含めて表現を工夫すべきではないか。

《青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針》

- 将来的に募集情報等提供事業者の許認可について検討してほしい。
- 募集情報提供事業者が個人情報の目的外使用やデータの消去などを確実に 履行しているか行政側での管理する仕組みを設けるべきではないか。
- 「パワーハラスメント等」の中にセクハラ、マタハラが入っているということについて明示すべき。
- パワハラの加害者にならないようにというメッセージが強すぎることから、 被害者目線に立ったハラスメント問題への対応についての記載も加えたほう がよいのではないか。
- 就職活動段階においてのハラスメント防止措置についても記載すべき。